

議案第20号

基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等の一部改正について

基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月9日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(平成26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「している法第19条第1項第1号」を「している同号」に、「の法第19条第1項第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第2号」を「係る法第19条第2号」に、「している法第19条第1項第2号」を「している同条第2号」に、「の法第19条第1項第2号」を「の同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同

号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「している法第19条第1項第2号」を「している同条第2号」に、「定められた法第19条第1項第2号」を「定められた法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「している法第19条第1項第1号」を「している同条第1号」に、「定められた法第19条第1項第1号」を「定められた法第19条第1号」に改め、同条第3項中「係る法第19条第1項第1号」を「係る法第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「、「法第19条第1項第1号」を「、「同号」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「係る法第19条第1項第3号」を「係る法第19条第3号」に、「の法第19条第1項第3号」を「の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含む。）と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。
第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の改正に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等を改正する必要がある。

令和5年6月16日原案可決